

平成29年度 第7回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成29年10月26日(木)			
開 催 場 所	役場第1会議室			
開 催 日 時	平成29年10月26日 午後 13時 44分 開 会			
	平成29年10月26日 午後 17時 16分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

<p>議 長 (開 会)</p>	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成29年度 第7回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。また、推進委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日は、よろしく願いをいたします。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
<p>議 長 (日程第1)</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名し</p>

	たいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には桑江 恵理子 (くわえ えりこ) さん、議事録署名委員には、1番 大竹 恭弘 (おおたけ やすひろ) 委員、5番 神谷 正 (かみや ただし) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 新規就農相談会について (那覇市開催) 報告2 平成29年度全国農業委員会会長代表集会及び先進地視察研修について 報告3 西日本ブロック農業委員会職員協議会研修会の報告について 報告4 農業委員・農地利用最適化推進委員大会について 報告5 利用状況調査について (8/1調査) について
議 長 (日程第4)	はい。では、日程第4に入る前に、報告を行います。 「議案第46号 全国農業新聞の普及に関する申し合わせ決議について」は、会議の議題となる前に、事務局から議案撤回の申し出がありました。取組内容の検討が不十分で、改めて検討することと、議案撤回の申し出がありましたので、議事日程より削除いたしますので、ご了承願います。 日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第44号 非農地証明願について

	<p>議案第45号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日提案された議案第42号から第45号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが7件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩(現地調査) 午後 13時 57分</p> <p>再開 午後 16時 23分</p>
議長	<p>では、休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、3条申請の内容を説明)</p> <p>今回の申請は、先月、取り消しを行った件です。取消し理由は、登記簿と申請書の面積が間違っていたためです。</p> <p>現場はすでに8月に行われた総会で確認していますが、再度、事務局で現場確認を行っています。また、3ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり許可相当と思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第42号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>議案第42号について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 3ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p> <p>先ほど説明しました申請内容及び現地確認で、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い、第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第43号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
委 員	<p>現況。雑種地。</p>
事 務 局	<p>あー…現況。はい。番号1は現況、雑種地に変更いたします。</p>
委 員	<p>現況ね。</p>
事 務 局	<p>現況ですね。はい。</p>
議 長	<p>では、よろしいでしょうか。じゃ進めます。議案第43号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第44号「非農地証明願いについて」を議題としま</p>

	す。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第44号「非農地証明願いについて」を、説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、議案第44号の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
議長	はい。どうぞ、〇〇〇(委員)さん。
委員	非農地証明って、新しい委員さんとかはあまりわからないと思うので。
事務局	(資料を)持ってきます。コピーして。
委員	ちょっと説明してもらったら。
事務局	わかりました。ちょっと資料を、事務局ですぐ用意しますので。すぐコピーして持ってきますので。あれ(資料)で説明を入れましょうね。なので、一旦ちょっと休憩をお願いしてよろしいですか。
議長	では休憩します。
	<p>休憩 午後 16時 34分</p> <p>再開 午後 16時 45分</p>
議長	議案第44号「非農地証明願い」については、1番2番の件につきまして再度、質疑応答を求めます。質疑のある方いらっしゃいませんか。

	はい。1番はい〇〇〇（委員）さん。
委 員	はい。1番、2番に関しては、現況は山、ススキとギンネム程度しか生えていないので、取扱要項に照らすと、非農地証明として認めにくいと思います。要綱みると、添付書類として「農地でなくなった事由を証明する資料または現況写真等」これ添付させることになっているが、この申請書について、今20年以上前からこの農地はもう荒れちゃってますよってというような資料とか何かついてはいなかったんですか。
事 務 局	理由書の中にそういう。あります。申請理由書。添付書類としてあるんですけど。
委 員	写真等に替わる何かあったんですか。
事 務 局	写真等が入ってない。
委 員	農地でなくなった事由を証明する資料が理由書として付いてるってことですか。
事 務 局	そうですね。申請の理由書、理由書として…。
事 務 局	<p>補足を入れます。</p> <p>理由書については添付書類の中には含まれておりませんので、今帰仁村独自で理由書を付けていただいております。それから写真ですね。「農地でなくなった事由を証明する資料または現況写真等」については、この申請書については、特に付いておりませんでした。</p> <p>（その後、申請番号1番の、現場状況を説明し）1番について、ちょっとあの重点をおいて審議していただきたいと思います。</p> <p>はい。補足は以上です。</p>
議 長	では、1番に関してですね、なにか質疑ありますか。
委 員	あわないから（非農地ではない）という理由で、下して（申請取下げ）もらって。一回返す。2に対しては、全然問題はないと思う。

委 員	2はね。うん。
委 員	<p>1に関しては、要項みるとギンネム、ススキ林そのものなんで。どっちにやるかな。厳しく。照らし合わせてやるか。</p> <p>難しいところがあってね。周りが、周り見てみるとこれまた厳しいのかなあというのもあるもんだから。別にね、別の方法でやってもらうか。でもね。難しいんだろうけど。</p>
委 員	「非農地証明」をとってどうしたいのかっていうのが…
委 員	<p>たぶん、売買の件でしょ。農地の場合はどうしても農家と農家しか取引できないっていうのがある。</p> <p>普通のね一般の人が売ろうと思ったら農地を外さないと売れないわけだから、売買できないわけだから。たぶん、この人、那覇だから住んでる場所が。</p>
委 員	誰も農業やらない…
委 員	処分したいんじゃないのかなって気がする。
事 務 局	<p>すみません、事務局より少しよろしいでしょうか。</p> <p>この1番〇〇〇〇 〇〇〇番地ですけれども、道は、車は十分入れる幅がありましたので、車の出入りは問題ないかと思われます。</p> <p>現状の今、確認ですね。状態としてはギンネム・ススキ林であって、機械を入れれば、ススキ・ギンネムであれば、すぐに整地ができるだろうということは判断できます。そういう土地なんです。</p> <p>ただ、周辺が山林化している部分があるということ。あとは、農地が一体に広がっているという所ではない場所ではあるということ。</p> <p>「非農地証明」取り扱い要領に基づくと、「現況ギンネム林・ススキ原野等である場合は取扱いしないものとする」とありますので、それに照らし合わせて審議していただくか、ちょっとまわりの状況等もですね、見ていただいて判断するか、総合的に判断していただきたいということですね。</p> <p>はい、以上です。</p>

<p>委員</p>	<p>根本的に、非農地証明取り扱う時に、今までけっこう甘くみてたところもあるかもしれないし、バランスはある程度保って、統一性があつた方がいいと思う。</p> <p>何だろう。証明出すにはやっぱり、なんかさっきも言った、農地でなくなった事由を証明する資料とか、なんか客観的なものを出させるようにして、それが出ないものについては普通に農地転用の許可を取らせるようにした方が、無難というか、農地法を重視しているかなっていう気はする。どこまで厳しくするかですよ。</p> <p>今後、添付書類をちゃんと出し、つけろとか何か根拠になるとかそういう何かやってかないと、こう売りたいからっていう理由で、どんどん出てきたものをこうやって、いちいち審査するっていうのは、農地でなくなった事由を証明するものもなく、見た目だけで判断するっていうのは、結構無理があると思う。</p> <p>申請者に、取扱い規定にもあるので、農地でなくなった事由を証明する資料の添付させることを少し徹底して、これが付けられないものに関しては受付できないとか。という取扱いにしてかないと、ここでこう微妙なものを、いちいち審査するっていうのは、農地性がある、ないっていうのはかなり微妙なもので、それによって農地転用とるか、農地法の規制になるかならないかに関わってくる。</p>
<p>委員</p>	<p>ここ2、3件続いていますね。</p>
<p>委員</p>	<p>資料をつけさせる方向で、ちょっと事務局がその非農地取扱い規定ではないですけどその、今帰仁村の非農地証明はこういうものが必要ですよということを明確にしてそれがついてないものに関しては、証明が出されないっていう意思表示をしないと。</p> <p>前は良かったのになんで今ダメなのかとかっていう説明ができるようにした方が、トラブル避けれる。</p>
<p>委員</p>	<p>こうずっと時間を長く（総会で時間を）とってるのが最近多い。〇〇〇〇の草地の件もそうだし、今回の墓地の件も、2回も3回も同じようなことをいったりきたりしてる。</p>
<p>委員</p>	<p>同じのが、ね。</p>

委 員	同じようなことがどんどん出てくるんで。
委 員	ちょっと、取扱いをしっかりと決めたいので、安に受けるのを…
委 員	ちょっとね。
委 員	村外の方に関しては、インターネットで、例えばネットの中で今帰仁村のHPのなかで添付書類、4条、5条については添付書類をつける一覧、添付書類のものとか、こう、申請してくれるもの一部のせてあるので、非農地証明に関してもちょっとそういうのも明確にして、取り扱いを明確にしておかないと。
委 員	何でもありに。
委 員	説明できない。できなくなると思うんで、今回のケースはこれに照らして、客観的にみて非農地は出せない、出せるって判断を可否を取ればいいんですけども、ちょっと毎回なんで考えてもらいたい。
議 長	<p>一応、申請者がきて、申請を受けて、受けた人達、前もって（現場を事務局は）見ますよね。見るときにその判断。早めに判断して、で、これ、これだったら通らないよと。農業委員（総会）にあげない前にその措置（判断）をお願いしたい。</p> <p>というのは、やっぱりほら各部落に今、推進委員がいますでしょ。その推進委員も交えて（現場確認すること）いいんじゃないですか。（現場の）場所もわかりやすいしその方がいいと思いますよ。</p>
事 務 局	指針もですね。今回、職員と農業委員が、まあ何人か、2名入れるとかですね。で確認するという感じで。
議 長	だから、今、いま現状は（事務局が）一人で回ってるんでしょ。
事 務 局	だから、それで、総会の時にまあ…
議 長	だから、それは総会にかけた場合。かけない前のこの判断。あがる前の判断。

事務局	はい。
議長	だから、今は「推進委員」という方が各部落いるから、その人を交えてですよ、総会にあげる前のその判断をして欲しい。
事務局	はい。
委員	これ（議案に）にのせる前よ。
議長	（議案に）のせたらもう皆で回らないといけない。それはわかりますよ。
事務局	はい。
議長	だからのせる（議案にかける）前の、そのほんとに（非農地が）できるか、できないかっていうその判断をさ。
議長	そのための、各部落の推進委員が今入ってるから。今後やりやすいんじゃないですか。
推進委員	ちょっと、推進委員ですけど、いいですか。
議長	どうぞ。
推進委員	やっぱり、こういうものは、あがる前に（総会の前に）、ようは島んちゅ、シマンちゅさ。シマンちゅがいうってことはね、よその人が言うよりも柔らかく言えるし、納得もしやすいと思うんですよ。だから、あげる前（総会前に）に推進委員通してやるっていうことは丸く収めやすいかもしれない。
委員	普通でどう見ても、誰が見てもオッケーとりますというのは、そういう考えないと思うが、ちょっと難しいものに関しては、（現場確認は委員・推進委員と）地域全員いるからその方がいいかも。
事務局	そうですね。

委 員	ちょっと、こういう、微妙に難しい案件の場合は。
議 長	少しずつ変えていきましょう。そしたら、スムーズに総会も、スムーズにいくし。また、時間の短縮もできる。そういう方向で。
事 務 局	<p>では、すみません。事務局からちょっと、はい。(補足) いきます。</p> <p>はい。今後、申請があがった際には、なるべく事務局の方も事前に確認をして、申請をさせるようにしてはいるんですが、総会にあげる前に必ず現場確認をする。また地域の推進委員・農業委員も、必ず立ち合いをさせる。それから、添付書類についての徹底を行う、ということ。事務局も方も徹底していきたいと思います。</p> <p>添付書類の件はですね、総会終了後、後日、話し合いを持って、再度また、話し合いをして決めていきたいと思いますので。はい。よろしくお願ひします。</p> <p>それで、それを踏まえて、本日のこの申請番号1番について、審議を進めていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
委 員	添付書類つけて、再度やってみます？ 1番に関しては。2番はもうそのままで、通して。問題ないと思うんだけど。
議 長	2番…
委 員	10年以上耕作してないっていう証明は多分つけられない…
委 員	(証明は) つけられないと思う。
委 員	さっきも話あった、20…5・6年前には、キビがあった、あの…
委 員	キビあったやつ。だから、あれ誰がみても、僕なんか見てもそう、2年やっただけで、こんな木なりますからね。20年も放置しとけば。(証明が) つけられないときにはもう却下しかないもんで。
委 員	だから、添付書類あの、総会にあげる前に、添付書類がついてなかつ

	たり、書類不備で受付自体を断れると思って。
委員	はい、はい。
委員	添付書類を徹底すれば、受付、事務局で判断できると思うんですけど。総会にかける前に。
事務局	はい。これちょっと（事務局内で）検討していきましょうね。
議長	毎回そういうのが出てくるんで。もうすぐでも対応して、来月からでも、徹底してやって下さい。そしたらスムーズにいきますんでお願いします。
事務局	はい。
議長	1番は取り下げしますか。
委員	はい。そうしましょう。
委員	「可」か「否」を採決。
事務局	じゃあ2番から5番についての質疑があるかどうか、お願いしてよろしいでしょうか。
議長	では、議案第44号「非農地証明願い」ですね、2番・3番・4番・5番についてですね質疑を求めます。
	(質疑なしの声あり)
議長	では2番・3番・4番・5番については異議なしと認め原案通り可決決定いたします。 では、それではですね、申請番号1番についてですね、挙手にてですね、あの否決をとりたいたいと思います。「不可」と思われる方は挙手をお願いいたします。

		(「不可」 全員 挙手)
議	長	はい、では、「不可」と決定いたしました。全員一致で不可決（否決）と思われまますので、これにて終了いたします。（番号1は「否決」）
議	長	続きまして、議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		<p>それでは私のほうから、議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 5ページをお開き下さい。（議案書を読み上げ）</p> <p>次のページをお開き下さい。利用権設定等関係について説明いたします。</p> <p>利用権の設定等を受ける者が2名、「借りる人」のことです。利用権の設定等をする者が2名で「貸す人」のことです。</p> <p>設定筆数は3筆、合計面積 3, 945 m²。内 賃貸借1筆、使用貸借が2筆となっています。</p> <p>（利用権設定関係の整理番号1番～3番について、個別の内容を説明）</p> <p>続きまして、所有権移転関係について説明いたします。7ページをお開き下さい。</p> <p>譲受人、譲渡人それぞれ3名で、所有権移転3筆で、合計面積3, 540 m²、すべて売買です。</p> <p>（所有権移転関係の整理番号1番～3番について、個別の内容を説明）</p> <p>詳細については、7ページをごらんください。</p> <p>以上、事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われまます。以上です。</p>

議 長	議案第45号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
議 長	はい。〇〇〇（委員）さん。
委 員	このね、2番のこの1万円っていうのはやっぱりちょっと、厳しい数字だなあと思っ
委 員	これはねえ。農地でも色々あって、ちょっと中に入った農地なんで、あるいは国道沿いとかのね農地であればわかるんだけど。なかなかね、過去にこう、ちょっと中に入って1万円っていうのはなかか草地で見たことなかったものだから。
議 長	そうですね。
議 長	まあ、やっぱり…
委 員	こういうのは、1万っているのはなかなかないですね。土地改良でみかんの入ってる畑あの〇〇〇で7,000円っていうのがあったんだけど。
議 長	（申請人に）話し聞いたら、まあ、半分の値段で最初は、出したみたいなんです。そしたら、相手方が、いや、それでははなせない。上げてくれと、いうことで。
委 員	本人同士がね。オッケーであればいいんだけどね。初めて、こう1万円っていうのみた。
議 長	はい。〇〇〇（委員）さん。
委 員	同じ2番ですけど、これ、ま、値段も1万円がどうかっていうのももちろんあるんですけども、全部、農用地区域だとすると、800万控除の代償、それ期待して出されてると思うんですけど、これ800万控除受ける場合は、原則としてもともと市町村の計画に基づく（申請をしたもの）ものなんで。控除があるんですけど。それを県との税務署との事前協議が前提なんです。原則なんで、いま現在、事前協議を受けてな

	<p>くても、受けるっていうケースはあるとは思いますが。原則、事前協議受けたものに関して800万控除をするっていうのが税務署の取り扱いだと思うんですけど。</p> <p>ちょっとこれだけ値段が違うものに対して、売る人が800万控除、これ、単純に計算しても600万とか何百万くらいの金額だと思うんですけど。受けれるか、受けれないかっていうことはね。本来、事前協議前提で出てくるので、これをなぜか今やってないと思うんですけど。なんらかの調整をしとかないと、あとで、800万控除受けられなかったってことで何かトラブルになるのは避けた方がいいかなと思います。</p> <p>村の事業で、所得控除というか、所得控除みたいな主要事業にしても何してもあるんですけど、こういう村がやる事業についてはすべてで、全部ちょっと事前協議が前提。なってるんで、これも事前協議が前提だと思うんですよ。この辺はちょっと事務手続き的に1回確認する必要があります。ちょっとこの案件に関しては、もう29日が所有権移転として設定されてるので事前協議というのが、この所有権移転の前にやらないといけない。所有権移転って、ほんとはもっと遅く設定せずに協議をいれないといけないんですけど。ちょっとこの案件から事前協議が入れれるか、入れられないかはちょっと難しいと思うが。今後のためにもこういう案件を、いまちょっと、800万控除受けられない可能性も出てきたら問題なんで。そういうことも踏まえて、事前協議をする方向で一回考えてます。これ村がやること。</p>
委員	これ、受けられなかったら。
委員	<p>これ、一般的なものはよっぽど事前協議なくても受けれるような感じかなと思う。特殊なものに関しては、受けられなかった時のためにも含めて事前協議がやったほうがいいかなと思います。</p> <p>検討して下さい。</p>
事務局	<p>はい。わかりました。現状として事務局と、税務署の方でこういった事前協議は、今まで私が担当してからは一度も行われたことはありません。今回は、対価がちょっと単価もちょっと高い設定であるということもありますので、ご指摘された通りの、控除が受けられないという場合も、ないとは限りませんので、今後、こういった事前協議等をしていけるように検討したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
議長	もっと質疑ありますか。

事務局	<p>事務局から補足…。すみません、事務局から1点補足をいれます。</p> <p>(整理番号1について追加の補足説明をする)</p> <p>所有権移転関係のものですが、先月、この地番について1回取消しを行ったところ。所有者が死亡して登記ができなかったため、相続人に登記、相続人に名義を移したあとに再度やり直し申請という形になっております。坪単価5,000円で、こちらも草地で牛舎のこの〇〇〇〇さんという方の、所有のですね、牛舎のすぐ近くにある土地です。</p> <p>はい。それから、ページ戻りまして6ページなんですけれども、利用権設定関係のところですが、2番、3番のところですね。</p> <p>(利用権設定関係の、整理番号2番、3番について補足説明)</p> <p>こちらは、新規就農一貫支援事業という県の事業が、入る予定となっております。ハウス事業が入るようですね。</p> <p>その…ハウス事業で、スイカを作ります、ということで今回利用権の設定がきております。</p>
委員	親子？(2番、3番の貸し手、借り手)
事務局	いえ、親子ではなかったはず。
委員	親子よ。
事務局	親子…親子か。ごめんなさい。
委員	いやいや、賃貸借0円だから。
事務局	すみません。親子の貸借ですね。
委員	新規就農一貫事業って何ですか。
事務局	<p>すみません。ちょっと詳しくはわからなくてですね。ただ、こう、事業がからんでいるところではあるとは聞いております。</p> <p>この事業担当のほうから、「事業が入る予定のところですよ」ということは聞いてますね。</p>
委員	前の牛舎の件と一緒にしょ。牛舎もあれ一回農地外して、県のやつか

	ら補助事業もらって。第1回目の、何ていうのかな、新規就農の。
委 員	あれも、そのあと（補助事業）もらってるんですよね。〇〇〇と…
議 長	あーあの〇〇〇と。
委 員	〇〇〇さん。
議 長	あれとは違うはずよ。
委 員	あれは、5年間のものか。
事 務 局	今回はですね、もともと今年度この事業をする予定じゃなかったそうなんですよ。この方。予算が、あの県のほうから余っているんで、どなたかいませんかということで、あったので、今回やりますと、こちらのほうですね、あがってきたということですね。ごめんなさい。私もちゃんと詳しくは、この事業に関しては、理解が、どういった事業内容なのかっていうのが理解できていないんですけども。
委 員	ほぼ似たような感じでしょ。たぶん。あの時も両方とも5年間、百何十万ずつもらえるの先にやって、そのあとで、牛舎を入れたんですよね。第1回目の時、僕なんか、ここで、やったのが覚えているもんだから、新規就農のやつで。
議 長	では、ただ今の議案に対してご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第45号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

